議事日程第6号

令和3年9月22日(水)

第1 議案上程(議案第61号から第72号まで) 委員長報告(総務、教育厚生、予算特別、決算特別) 質疑、討論、表決

本日の会議に付した事件

- 第1は議事日程に同じ
- 第2 議案上程(議案第73号及び第74号) 提案理由の説明(市長)、質疑、委員会付託省略、討論、表決
- 第3 議会案上程(議会案第39号) 提案理由の説明及び質疑並びに委員会付託省略、討論、表決
- 第4 議会案上程(議会案第40号) 提案理由の説明、質疑、委員会付託省略、討論、表決

出席議員(18人)

1番 中田謙三 2番笹 川 圭 光 3番 畠 山 富 勝 4番 伊藤宗 5番 鈴 佐々木 克 広 就 木 元 章 6番 7番 船木正博 8番 佐 藤 巳次郎 9番 小 松 穂 積 10番 佐藤 12番 進 藤 優 子 誠 11番 中 田敏彦 15番 三 浦 利 通 13番 船橋 金 弘 14番 米 谷 勝 18番 吉 田 清 孝 16番 安 田 健次郎 17番 古 仲 清 尚

欠席議員(なし)

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 岩 谷 一 徳 副 事 務 局 長 清 水 幸 子 局 長 補 佐 三 浦 大 作

地方自治法第121条による出席者

市 広 長 菅 原 教 育 長 雅 彦 鈴 木 理 事 透 佐 藤 市民福祉部長 藤 徹 伊 産業建設部長 力 田 村 企画政策課長 杉 本 也 財 政 課 長 鈴 木 健 福 祉 淳 課 長 高 桑 観 課 光 長 長谷部 達 也 病院事務局長 三 浦 成 大 教育総務課長 太 穣 田 監查事務局長 佐藤 代 静 選管事務局長 (総務課長併任)

佐 博 副 市 長 藤 監 査 委 員 鈴 木 誠 総務企画部長 八 端 隆 公 観光文化スホ。一ツ部長 博 小 玉 文 業 藤 孝 悦 企 局 長 佐 務 智 総 課 長 湊 志 税 務 課 長 藤 淳 佐 生活環境課長 之 畠 Щ 隆 農林水產課長 美 鎌 田 重 会計管理者 平 敦 子 塚 学校教育課長 加賀谷 正 人 企業局管理課長 三浦 幸 樹 農委事務局長 (農林水産課長併任)

午後 2時00分 開 議

○議長(吉田清孝) これより本日の会議を開きます。

○議長(吉田清孝) 本日の議事は、議事日程第6号をもって進めます。

日程第1 議案第61号から第72号までを一括上程

○議長(吉田清孝) 日程第1、議案第61号から第72号までを一括して議題といたします。

この際、委員会における審査の経過並びに結果について、各委員長の報告を求める ことにいたします。

最初に、総務委員長の報告を求めます。1番中田謙三委員長

【総務委員長 中田謙三 登壇】

○総務委員長(中田謙三) 総務委員会に付託になりました議案第66号及び第67号 並びに第69号について、審査の経過と結果を御報告いたします。

初めに、議案第66号男鹿市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の制定についてであります。

本議案は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴い、市が策定する過疎計画に記載された製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等で一定の要件を満たす者に対し、固定資産税に関わる課税免除の特例を定めるものであります。

本案について、第1点として、委員より、市内のスーパーマーケットは、特例措置の該当業種である農林水産物等販売業に当たるのか。について質疑があり、当局から、男鹿市において生産された農林水産物または農林水産物を原料として製造、加工もしくは調理したものを店舗に置き、主として該当地区以外の者に販売することとなっており、市内の人も多く利用するスーパーマーケットは観光客など他地区からの来客に重点した販売ではないことから、対象にあたらない。との答弁がありました。

第2点として、委員より、過疎法に関する課税免除の該当実績について質疑があり、当局から、平成26年度に1件、平成28年度に1件あり、いずれも家屋や償却 資産についての課税免除である。との答弁がありました。 以上の審査経過により、本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきもの と決した次第であります。

次に、議案第67号及び議案第69号の本2案については、一括上程、一括審査いたしたものであります。

議案第67号男鹿市過疎地域自立促進基金条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴い、過疎地域持続的発展特別事業に要する経費に充てることを目的として基金の名称を改めるため、本条例の一部を改正するものであります。

本案について、委員より、基金を公共施設等総合管理計画第1期マネジメントプランの対策費用に充てることとし、その総額を約24億円と試算しているが、現在の基金残高2億8,900万円を含む、積立目標4億8,000万円をどう活用していくのか。との質疑があり、当局から、積立目標4億8,000万円は、公共施設等総合管理計画第1期マネジメントプランで除却、維持補修に要する経費として見込む約24億円の20パーセントに相当する金額である。過疎計画期間の令和7年度までに、積立てをしながら取崩しも同時に行い、除却及び修繕等を実施することとしているが、その実施にあたっては、市の財政状況や地域・事業を取り巻く環境、社会情勢の変化などにより、その都度、実施の判断、優先順位及び経費の精査を行っていくこととしており、24億円からは縮減できると見込んでいる。との答弁がありました。

次に、議案第69号男鹿市過疎地域持続的発展計画についてであります。

本議案は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴い、令和3年4月1日から令和8年3月31日までを計画期間とする、男鹿市過疎地域持続的発展計画を定めるものであります。

本案について、第1点として、委員より、計画策定の趣旨に、東京一極集中是正と地方分散の受皿となる過疎地域の役割を重視し、地域の持続的発展を図るとあるが、一極集中是正に向けた企業の受入れ体制や、リモートワーク等の整備状況について質疑があり、当局から、企業誘致に関しては現段階では困難な状況であるが、新型コロナウイルス感染症の流行を契機に、これまでの社会規範や生活様式が転換しつつあり、地方回帰の動きを受け、ワーケーションやリモートワークへの関心が高まってい

る中、今後、ワーケーションについても国内の大手通信事業者とともに勉強会を行う こととしており、来年度以降の事業発展に結びつけていきたいと考えている。との答 弁があったのであります。

第2点として、委員より、コロナ禍で若者の地元志向が高まっている傾向がある。 過疎対策として若年層をターゲットにする部分も重要ではないか。との質疑があり、 当局から、若年層の動向については進学、就職、結婚のタイミングでの転出が多く、 主要な要因が経済環境、特に本市における魅力的な就業機会の不足をはじめ、雇用環 境にあると分析している。このため、産業振興による雇用の確保・増大が急務であ り、話題となっている秋田県沖での洋上風力発電事業には大いに期待している。ま た、若者をターゲットとした定住施策としては、男鹿で暮らすことの魅力を積極的に 発信するほか、今年度から新婚世帯の引っ越し費用等の支援を実施している。今後 は、就職を迎えた学生の転出抑制及び転入促進策として、市独自の奨学金返還助成制 度創設等にも取り組んでいきたいと考えている。との答弁がありました。

第3点として、委員より、市内において、過疎進行地域と人口減少幅が緩やかな地域がある。本市が持続的に発展するためには、人口減少が緩やかな地域における諸施策を展開すべきと考えるが、市の見解を伺う。との質疑があり、当局から、市の均衡ある発展を念頭に様々な事業を展開していくが、財源に限りがあるため、市民からはより効果的な事業の優先が求められていると考える。その中で、新たなショッピングモール進出に伴い、船越地区の宅地開発については、まだまだ発展の可能性があるので、民間による事業展開が加速するような施策を検討するなど、様々な角度からの転出抑制を図っていきたい。との答弁がありました。

以上の審査経過により、本2案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で総務委員会の報告を終わります。

- 〇議長(吉田清孝)次に、教育厚生委員長の報告を求めます。5番鈴木元章委員長【教育厚生委員長鈴木元章登壇】
- ○教育厚生委員長(鈴木元章) 教育厚生委員会に付託になりました議案について、審査の経過と結果を御報告いたします。

議案第68号男鹿市立学校設置条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、教育効果の向上を図るため、男鹿北中学校を男鹿南中学校へ統合することに伴い、本条例の一部を改正するもので、当局から、男鹿北中学校の男鹿南中学校への統合においては、スムーズな統合に向けて、統合準備委員会を設け、準備を進めているとともに、統合後の生徒の不安解消のため、現在、1、2年生が交流学習を行っているところである。これまでの統合準備委員会では、スクールバスの運行、制服の補助などについて協議をしてきたところで、本定例会にこれらの関係予算を提案している。との説明がありました。

本案について、委員より、一つとして、人口減少が進む中ではあるが、地域の特性等を考慮した学校配置の考えはなかったか。との質疑があり、当局から、可能な限り地域に学校を残したい思いとともに、子供たちが、一定規模の集団の中で切磋琢磨しながら、未来に向かって自分の能力を高めていけるよう、教育環境を整備していくことが教育委員会に課せられた責務であると考えている。統合後に、子供からも保護者からも喜んでもらえる魅力ある学校づくりが大事であり、子供たちの豊かな学びを支えていくために、小・中学校の連携も含め、新しい教育の実践を示していきたい。さらには、学校統合によって学区が拡大しても、学校と地域とのつながりが保てるよう、新たなコミュニティ・スクールの展開を来年度から推進していきたい。との答弁がありました。

二つとして、提案理由に示している「教育効果の向上」の具体について質疑があり、当局から、統合により、中学校では多くの教員との関わりができるとともに、少人数で学ぶよりも、多様な人間関係の中で互いに刺激し合いながら学ぶことが可能となる。部活動等では、現状は少ない人数で活動が制限されているが、部活動の選択も含め、活動の幅が広がることになる。中学生の時点においては、少しでも多くの人間関係の中で競い合い、支え合いながら学ぶことが大事であり、このようなことが教育効果の向上につながるものと認識している。との答弁がありました。

三つとして、これまで地域説明会等で様々な意見があった中での市当局の捉え方について質疑があり、当局から、統合準備委員会では、地域や保護者の要望を真摯に受け止めながら説明を重ね、委員の方々からは理解が得られたものと認識している。統合への準備に対しては、前向きな意見が多く出され、生徒自身にも交流学習を通じて期待感が広がっているものと見受けられる。学校教育は子供の未来を預かっており、

学校統合も含め、失敗はあってはならないと考えている。男鹿の未来を担う子供一人 一人のために、望ましい教育環境を整えていきたい。との答弁がありました。

以上の審査経過により、本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきもの と決した次第であります。

以上で教育厚生委員会の報告を終わります。

〇議長(吉田清孝) 次に、予算特別委員長の報告を求めます。12番進藤優子委員 長

【予算特別委員長 進藤優子 登壇】

○予算特別委員長(進藤優子) 予算特別委員会に付託されました議案第70号令和3年度男鹿市一般会計補正予算(第5号)及び議案第71号令和3年度男鹿市上水道事業会計補正予算(第1号)並びに議案第72号令和3年度男鹿市一般会計補正予算(第6号)の審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、去る8日に開会し、各予算について補足説明を受け、質疑を行いました。

この際、その予算の内容については省略させていただき、質疑されました主な点に ついてのみ御報告申し上げます。

第1点として、児童福祉施設整備事業の用地取得についてであります。

一つとして、保育所型認定子ども園の機能と、今後の入園予定児童数の推移を考え あわせ、どの程度の施設規模となり、取得する用地面積との整合性について。

二つとして、土地の現状から原野、雑種地などの地目で評価されている土地とみるが、不動産鑑定を行い、高いと思われる単価が算定され、民間の経営感覚からは乖離したやり方とみるが、このように実施する考え方について。

三つとして、このたびは用地取得の予算が計上されており、予算化などの施策の進め方が計画を少しずつ議会へ提案する形であるが、議員側としては、計画どおりいかないなどの観点から、そのような手法を控えてもらうべきと考えているが、この点について。

第2点として、コロナ対策について、市民に対する幅広い支援が弱いため、観光と 飲食だけでなく、コロナ禍で困っている一般市民への支援策として、他市町村の取り 組んでいる事業などを例とした事業の実施について。また、今回の予算はこれまでの 施策の延長であるが、市として実施したい事業が国の交付金対象外となるようなものがあるのかについて。

第3点として、アフターコロナを見据えた男鹿観光の魅力アップ事業としての「男鹿の景観スポット魅力向上業務」及び「魅力ある寒風山ビジョン作成業務」の業務内容、意図及び委託先業者について。また、寒風山の現状として、環境や景観及び観光客の動向をどのように捉えているかについて。

第4点として、行政手法の在り方として、外部への業務委託での計画作成について、外部で作成した計画の成功率は低いと思われ、よその成功例を集め、本市の現状に合わせたプランを作成し終わりとなることが多いため、実情を把握している庁内において、自前で作成する取組を行うことについて。

第5点として、船川港港湾ビジョン策定について、現在、船川港を風力発電の補完港としての位置づけでの取組が非常に有望であることから、船川港についての取組はスピード感が必要と考えるが、ビジョン完成時期は妥当であるか。また、船川港港湾ビジョン策定における講師謝礼の具体的内容について。

第6点として、ふるさと納税について、制度創設からこれまでも制度についての活発な議論がある中、今までの蓄積として、貢献度の額や率の捉え方及び今後もし制度が廃止された場合の影響について。また、今回追加で歳入補正額が計上されているが、歳入に対する歳出費用の内容と返礼品の人気となっているものについて。

第7点として、保健福祉センター空調設備設置工事が計上されているが、保健福祉 センターの現在の使用状況及び今後の利用計画の有無について。

第8点として、上水道事業会計補正予算の旧野石・宮沢地区簡易水道浄水場売却に 伴う費用として、収入と損失の措置の内容及び今処分しなければならない理由などの 経緯、考え方について。などの質疑に対し、当局からそれぞれ答弁がありました。

本委員会においては、なお詳細に審査するため、常任委員会ごとによる分科会を設置し、審査したものであります。

各分科会とも、全ての審査を終了しましたので、先ほど委員会を再開し、各分科会 委員長から詳細な報告がありました。

なお、各分科会委員長報告に対しての質疑の後、さらに市長に対しての質疑があ り、第1点として、「第5次男鹿市行政改革大綱」の策定における行政改革4本柱に 「職員の能力向上と組織経営の強化」が挙げられており、職員の質の向上を行政改革 の柱とすることの考え方、また、現状の組織機構が職員の能力を発揮できる体制づく りであるか、及び組織機構改革の今後の見通しについて。

第2点として、一般会計補正予算5号における児童福祉施設整備事業について、通 園時間の問題などで園児、保護者の負担増になる点や、地域から施設がなくなってい くことは、地域づくりの政策にならないことの考え方について質疑がありましたこと を御報告申し上げます。

以上の審査経過により、本委員会に付託されました議案第70号及び第71号並び に第72号については、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

〇議長(吉田清孝) 次に、決算特別委員長の報告を求めます。 6 番佐々木克広委員 長

【決算特別委員長 佐々木克広 登壇】

〇決算特別委員長(佐々木克広) 決算特別委員会に付託されました議案第61号令和 2年度男鹿市一般会計歳入歳出決算の認定について及び議案第62号から議案第65 号までの令和2年度男鹿市各特別会計歳入歳出決算の認定について、審査の経過と結 果について御報告申し上げます。

本委員会は、去る10日に開会し正副委員長互選の後、会計管理者から一般会計及 び各特別会計に係る補足説明とともに、監査委員から決算審査における総括意見を受 け、審査を行いました。

この際、その決算の概要については省略させていただき、質疑されました主な点に ついて御報告申し上げます。

初めに、議案第61号についてであります。

第1点として、新型コロナウイルス対策について。

一つとして、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」が交付され、 住民生活や地域経済の維持確保に向けて、令和2年度にも各種事業を実施したが、そ の実績、成果及び課題の総括について。

二つとして、宿泊・飲食・食品製造業等及び漁業者へ1件20万円を支給する「新型コロナウイルス感染症対策緊急支援金」の支出実績により、本市産業の実情を数字

で把握し分析すること、及び支援金の支給後に廃業した事業所等の把握や支援金返還について。

三つとして、宿泊・飲食業等への施策は比較的充実した内容で実施されているが、 コロナ禍の影響が長引く状況で、困窮している各業種の把握により、広い観点での施 策実施の必要性について。

第2点として、森林環境譲与税により、林業の育成としてどのような事業を実施・ 展開したか、その効果及びこの先どのように考えているか。

第3点として、電子行政の在り方について、デジタル庁が創設され、今後さらにデジタルガバメントが大きく推進されていく中で、本市における電子行政の現状について。

第4点として、家庭系ごみ減量化の1年の実績を踏まえ、ウイズコロナにおいてご みの出し方に影響もある中で、今後の取組と減量の目標設定をどのように考えている か。

第5点として、決算に対する監査委員審査意見における、外部評価を含む本格的な 行政評価の早期実施について及び支出根拠が不明確な負担金などへの対応や、依然と して見受けられる前例踏襲や既得権益の考えを脱却し行政運営を行う、とする職員の 意識改革について。

第6点として、マイナンバーカードの取得率を上げるための取組及びどのように活用され市民生活へ有用に働いてデジタル行政へ反映できるかについて。

第7点として、市税の徴収について、過年度分の税額が徴収率の低下と不納欠損につながっていることを踏まえ、現年度分を限りなく100%に近い形で徴収する方策について。また、今年度4月に債権管理室から債権管理班へ組織変更が行われているが、収納率向上につながるものなのか。

第8点として、水産振興について、地方においてふるさと回帰、新規就業が議論されており、人材確保を進めていくことは極めて重要であるが、第一次産業の担い手育成の中の水産業の実績と、現在の市の動きと今後の動向について。また、「あきた漁業スクール」への市の協力・連携の考え方及びつくり育てる漁業を推進するべく、資源確保の予算化と、県水産振興センターと連携を密に事業へ取り組むことについて。

第9点として、指定管理について、施設の中で一度も市で管理運営せずに指定管理

しているものもあるが、管理基準がない中で指定管理できるものなのか。また、その 場合、何を基準に指定管理料が決められているかについて。

第10点として、米の価格が下落となる中で、圃場整備などにより生産性を向上し競争力を高めるほかに、価格が高くてもこだわった米の生産販売をしていくなど、経済的な面でよくなる方策について。また、米の価格の下落は、農業のみならず地域経済へ影響ももたらすため、スピード感を持った農家経済対策の検討について。などの質疑があり、当局からそれぞれ答弁がありました。

以上の審査経過により、本委員会に付託されました議案第61号令和2年度男鹿市 一般会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定すべきものと決した次第 であります。

次に、議案第62号から議案第65号についてであります。

第1点として、保険の抑制として、健康事業に取り組み、疾病率の低下を図り、市 民が長生きをして市のために尽くしていくような、よいふるさとづくりを目指す環境 について。

第2点として、国民健康保険と介護保険のコロナ対策による減免の申請数について。

第3点として、国民健康保険の基金活用による税率の引下げについて。

第4点として、特別養護老人ホーム入所待機者の解消について。などの質疑に対して、当局からそれぞれ答弁がありました。

以上の審査経過により、議案第62号から議案第65号までの令和2年度男鹿市各特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長(吉田清孝) これより各委員長に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(吉田清孝) 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので、これを許します。16番安田健次郎議員

【16番 安田健次郎議員 登壇】

〇16番(安田健次郎議員) 討論に参加させていただきますけれども、議案第70号令和3年度男鹿市一般会計補正予算(第5号)の歳出3款民生費の第2項児童福祉費5目土地購入費の7,560万円とありますけれども、その中身について異議がありますので申し上げさせていただきます。その中身は、船越保育園と若美南保育園、五里合保育園、玉ノ池保育園の4園を統合し、新しい保育園をつくるための先行土地取得の予算とのことでありますが、私は、その4園統合についての理解ができかねますので申し上げたいと思います。

その一つは、少人数化による子供の保育環境を改善して、大人数による保育環境が 望ましいという理由のことでありますけれども、少人数保育園が不利だということに は、私はあたらないのではないかと考えます。

二つ目には、4園中の通園距離が余りにも長いという不公平感があります。市では、バスでの通園方法とのことでありますけれども、小学生以下の子供にとっては余りにも負担が大きいのではないでしょうか。特に、健康上のことや保護者の心配事なども含めまして、懸念されると思います。

三つには、地域政策の在り方でもありますけれども、五里合地区や若美北部地区などは、公共的な建物がなくなるということによっての地域の在り方が心配されています。いわゆる転出意向による人口減少や過疎化などの要因になるという考えがありますし、せめて保育所くらいだけは残すべきではないかとの声が多くあります。また、一極集中という地域づくりの弊害も懸念されています。さらに、保護者の全てが合意されてもいないというアンケート結果もありますし、特に五里合保育園などは、まだ新しいし、特別不便なこともないと伺っています。さらに、乳幼児保育の方向もまだ具体化されてないのではないかと思います。今日は幾らか中身を聞くことができましたけれども、いずれこうした問題についての保護者の心配は、私は当然であると思います。

以上、異議を申し上げましたが、同じ項目内の特に船越保育園のことや他の予算については全て賛同し、否定するものではないことを申し上げて、反対討論とさせていただきます。議員各位の御賛同を心からお願い申し上げます。

以上です。

○議長(吉田清孝) 以上で通告による討論は終了いたしました。

ほかに討論ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(吉田清孝) 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより、ただいま討論がありました議案第70号令和3年度男鹿市一般会計補正 予算(第5号)についてを採決いたします。本件は起立により採決いたします。本件 に対する委員長の報告は可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決すること に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(吉田清孝) 起立多数であります。よって、議案第70号は、原案のとおり 可決されました。

次に、議案第61号から第69号まで及び第71号並びに第72号を一括して採決いたします。本11件に対する委員長の報告は可決及び認定であります。本11件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(吉田清孝) 御異議なしと認めます。よって、議案第61号から第69号まで及び第71号並びに第72号については、原案のとおり可決及び認定されました。

日程追加の件

○議長(吉田清孝) 次に、お諮りいたします。ただいま市長より議案第73号及び第74号が提出されました。この際、本2件を日程に追加し、一括して議題といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(吉田清孝) 御異議なしと認めます。よって、本2件を日程に追加し、一括して議題とすることに決しました。

日程第2 議案第73号及び第74号の上程

○議長(吉田清孝) 日程第2、議案第73号及び第74号の人権擁護委員の推薦についてを一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。菅原市長

【市長 菅原広二 登壇】

○市長(菅原広二) ただいま議題となりました議案第73号及び議案第74号の人 権擁護委員の推薦について、提案理由の御説明を申し上げます。

議案第73号は、本市人権擁護委員の三浦源藏氏が本年12月31日をもって任期 満了となることから、その後任として大髙廣昭氏を推薦したいというものでありま す。

議案第74号は、同じく人権擁護委員の渡部恵子氏が本年12月31日をもって任 期満了となることから、引き続き同氏を推薦したいというものであります。

皆様からの御賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長(吉田清孝) これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(吉田清孝) 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本2件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(吉田清孝) 御異議なしと認めます。よって、本2件については、委員会への付託を省略することにいたしました。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

〇議長(吉田清孝) 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより議案第73号を採決いたします。大髙廣昭氏の人権擁護委員の推薦については、異議なしとすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(吉田清孝) 御異議なしと認めます。よって、議案第73号は、異議なしと することに決しました。

次に、議案第74号を採決いたします。渡部恵子氏の人権擁護委員の推薦については、異議なしとすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(吉田清孝) 御異議なしと認めます。よって、議案第74号は、異議なしと することに決しました。

日程追加の件

○議長(吉田清孝) 次に、お諮りいたします。ただいま議会案第39号が提出されました。この際、本件を日程に追加し、議題といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(吉田清孝) 御異議なしと認めます。よって、本件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

日程第3 議会案第39号を上程

○議長(吉田清孝) 日程第3、議会案第39号コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書を議題といたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条第3項の規定により、提案 理由の説明及び質疑並びに委員会の付託を省略いたしたいと思います。これに御異議 ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(吉田清孝) 御異議なしと認めます。よって、本件については、提案理由の 説明及び質疑並びに委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(吉田清孝) 討論なしと認めます。よって、討論は終結いたします。

これより議会案第39号を採決いたします。本件については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(吉田清孝) 御異議なしと認めます。よって、議会案第39号は、原案のと おり可決されました。 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書

新型コロナウイルス感染症のまん延により、地域経済にも大きな影響が及び、地方 財政は来年度においても、引き続き、巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直 面している。

地方自治体では、コロナ禍への対応はもとより、地域の防災・減災、雇用の確保、 地球温暖化対策などの喫緊の課題に迫られているほか、医療介護、子育てをはじめと した社会保障関係経費や公共施設の老朽化対策費など将来に向け増嵩する財政需要に 見合う財源が求められる。

その財源確保のため、地方税制の充実確保が強く望まれる。

よって、国においては、令和4年度地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

記

- 1 令和4年度以降3年間の地方一般財源総額については、「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い社会保障関係経費が毎年度増大している現状を踏まえ、他の地方歳出に不合理なしわ寄せがなされないよう、十分な総額を確保すること。
- 2 固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす 見直しは家屋・償却資産を含め、断じて行わないこと。生産性革命の実現や新 型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じた措置は、本来国庫補助金な どにより国の責任において対応すべきものである。よって、現行の特例措置は 今回限りとし、期限の到来をもって確実に終了すること。
- 3 令和3年度税制改正において土地に係る固定資産税について講じた、課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置については、令和3年度限りとすること。
- 4 令和3年度税制改正により講じられた自動車税・軽自動車税の環境性能割の

臨時的軽減の延長について、更なる延長は断じて行わないこと。

5 炭素に係る税を創設又は拡充する場合には、その一部を地方税又は地方譲与税として地方に税源配分すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和3年9月22日 秋田県男鹿市議会 議 長 吉 田 清 孝

大島 理森様 衆議院議長 参議院議長 山東昭子様 内閣総理大臣 菅 義 偉 様 内閣官房長官 加藤 勝信様 務 大 臣 良太様 総 武 田 務 大 臣 麻生太郎様 財 経済産業大臣 梶 山 弘 志 様 経済再生担当大臣 西 村 康 稔 様

日程追加の件

○議長(吉田清孝) 次に、お諮りいたします。ただいま議会案第40号が提出されました。この際、本件を日程に追加し、議題といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(吉田清孝) 御異議なしと認めます。よって、本件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

日程第4 議会案第40号を上程

○議長(吉田清孝) 日程第4、議会案第40号米価の大幅低下、梨の気象災害被災農家への支援を求める決議を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。15番三浦利通議員

【15番 三浦利通議員 登壇】

○15番(三浦利通議員) 私から、議会案第40号米価の大幅低下、梨の気象災害被災農家への支援を求める決議について、少しばかり提案理由、背景について申し述べたいと思います。

今、農家の皆さんは、稲刈りの真っ最中でございます。また、地域の特産物である 梨も、幸水から晩生種の豊水に変わって収穫を迎えております。

御案内のように、今年の米価、主食のあきたこまちをはじめとする県内産の米は、 昨年対比1俵2,000円下がりです。市内の面積を掛けて計算しますと、おおむね 5億円の減収が予想されております。

さらに梨については、当初そんなに大きな被害はないようにも見受けられましたけれども、収量的には5割から6割減で、幸水についても、こんなに落ちると思わなかったと、梨農家の実情が私どもの耳にも入ってきています。

こういう状況を受けて、所管委員会の産業建設委員会では、委員長報告にもありましたように、それぞれ現状について、さらには対策についても若干議論を経て、今回、全員でもって決議案を提出するというような運びになりました。

それでは、決議の朗読をし、提案にかえさせていただきたいと思います。

米価の大幅低下、梨の気象災害被災農家への支援を求める決議 (案)。

今年の米価は、新型コロナウイルスの影響、さらには米消費の減少で全国的な価格値下がりとなり、秋田県産、あきたこまちも1俵2,000円の昨年対比大幅下落となっている。また、当地域の特産物である梨は、4月の降霜により、収穫販売額が5割から6割減となる見込みであります。

基幹産業である地域農業の主力作物の減収は、地域経済への影響と今後の生産農家の経営維持、生活に厳しい状況をもたらしております。特に水稲経営面積の大きな農家、そして複合経営に積極的に取り組んできた農家が減収影響大という、極めて深刻な実情となっております。

このような現状に鑑み、男鹿市議会は、下記の対策を市当局において速やかに対応するよう強く求める。

以上、決議する。記す。

- 1. 迅速な経営支援資金の創設
- 2. 共済金の速やかな対応等関係機関への要請による救済
- 3. 気象災害に強い農業生産方策の構築と普及徹底以上であります。
- ○議長(吉田清孝) これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(吉田清孝) 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員 会への付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(吉田清孝) 御異議なしと認めます。よって、本件については、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(吉田清孝) 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより議会案第40号を採決いたします。本件を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(吉田清孝) 御異議なしと認めます。よって、議会案第40号は、原案のと おり可決されました。

米価の大幅低下、梨の気象災害被災農家への支援を求める決議

今年の米価は、新型コロナウイルスの影響、さらにはコメ消費の減少で全国的な価格値下がりとなり、秋田県産、あきたこまちも一俵2千円の大幅下落となっている。

また、当地域の特産物である梨は、4月の降霜により、収穫販売額が5割から6割減となる見込みである。

基幹産業である地域農業の主力作物の減収は、地域経済への影響と今後の生産農家の経営維持、生活に厳しい状況をもたらしている。

特に水稲経営面積の大きな農家、そして複合経営に積極的に取り組んできた農家が減収影響大という極めて深刻な実情となっている。

このような現状に鑑み、男鹿市議会は、下記の対策を市当局において速やかに対応するよう強く求める。

以上、決議する。

記

- 1. 迅速な経営支援資金の創設
- 2. 共済金の速やかな対応等関係機関への要請による救済
- 3. 気象災害に強い農業生産方策の構築と普及徹底

令和3年9月22日

男 鹿 市 議 会

○議長(吉田清孝) 以上で、本日の議事は終了いたしました。

これにて9月定例会を閉会いたします。

どうも御苦労さんでした。

午後 2時50分 閉 会

会 議 録 署 名 議 員

 議
 長
 古
 田
 清
 孝

 議
 員
 中
 田
 謙
 三